

2025年国内競技車両規則 第3編スピード車両規定

※下線部：変更箇所

2025年規定	2024年規定
<p>第1章 一般規定</p>	<p>第1章 一般規定</p>
<p>第1条～第8条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p>
<p>第9条 共通安全規定</p>	<p>第9条 共通安全規定</p>
<p>9.1) (略)</p>	<p>9.1) (略)</p>
<p>9.2) <u>けん引用穴あきブラケット</u></p>	<p>9.2) <u>けん引用穴あきブラケット</u></p>
<p><u>すべての車両は、前または後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。ダートトライアル競技に出場する場合は前後とも備えなければならない。</u></p>	<p>すべての車両は、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。 このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取付けられていなければならない。また、これらは各車両用として装備されている牽引部分／純正の緊急用・牽引工具も認められる。</p>
<p>このけん引用穴あきブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取付けられていなければならない。また、これらは各車両用として装備されている牽引部分／純正の緊急用・牽引工具も認められる。</p>	<p>新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。</p>
<p>新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は下記の要件を満たすこと。</p>	<p>①～⑥ (略)</p>
<p>①～⑥ (略)</p>	<p>①～⑥ (略)</p>
<p>第2章 スピードP車両規定 (略)</p>	<p>第2章 スピードP車両規定 (略)</p>
<p>第3章 スピードPN車両規定</p>	<p>第3章 スピードPN車両規定</p>
<p>第1条～第5条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p>
<p>第6条 制動装置</p>	<p>第6条 制動装置</p>
<p>6.1) (略)</p>	<p>6.1) (略)</p>
<p>6.2) <u>ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。</u></p>	<p>6.2) <u>その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。</u></p>
<p>6.3) <u>その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。</u></p>	<p>6.2) <u>その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。</u></p>

第7条 サスペンション

7. 1) ~ 7. 2) (略)

7. 3) ショックアブソーバー

材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整式(ねじ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)することができる。また、アッパーマウントをピロボール(キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む)もしくは強化ゴムブッシュに変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更(使用)することは認められない。

第8条 タイヤおよびホイール

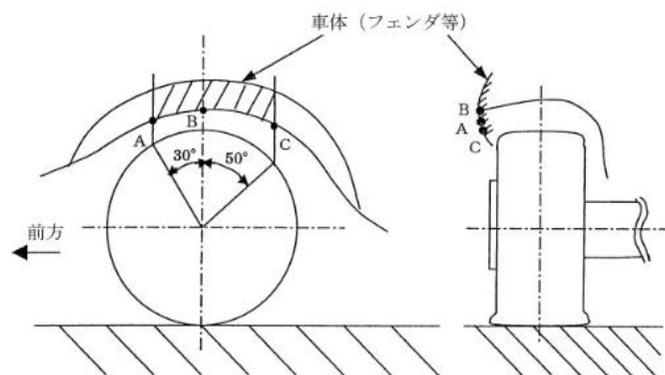
8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両(舗装路面で行うその他の種目を含む)

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①~⑤ (略)

⑥タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第3-39図参照)



第3-39図

⑦~⑩ (略)

第7条 サスペンション

7. 1) ~ 7. 2) (略)

7. 3) ショックアブソーバー

材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整式(ねじ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)することができる。また、アッパーマウントをピロボール(キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む)に変更することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タンク式のものに変更(使用)することは認められない。

第8条 タイヤおよびホイール

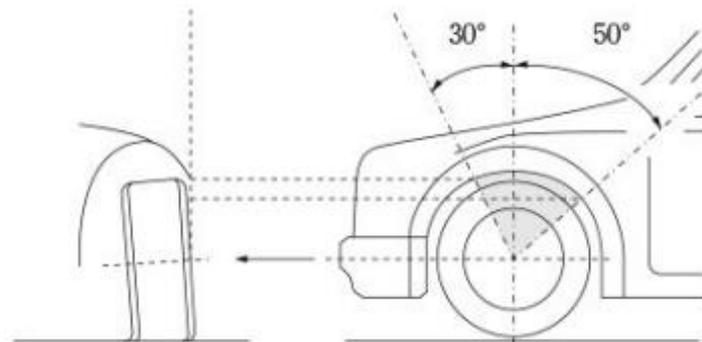
8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両(舗装路面で行うその他の種目を含む)

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①~⑤ (略)

⑥タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第3-39図参照)



第3-39図

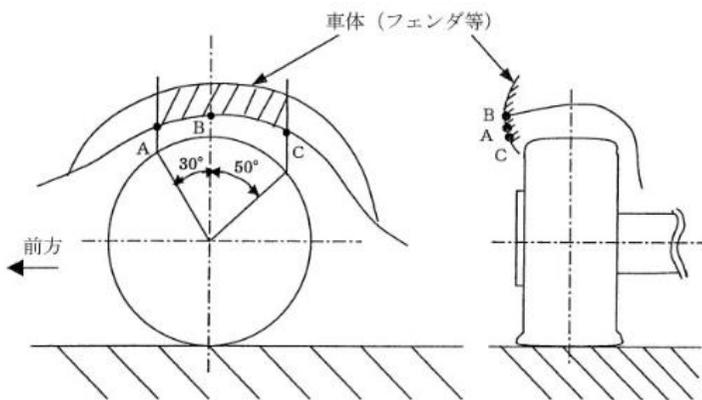
⑦~⑩ (略)

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～③（略）

④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。（第3-40図参照）



第3-40図

⑤～⑧（略）

8.2) ホイール：競技種目別に以下の通りとする。

8.2.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

①～③（略）

④ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。（メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く）

⑤～⑥（略）

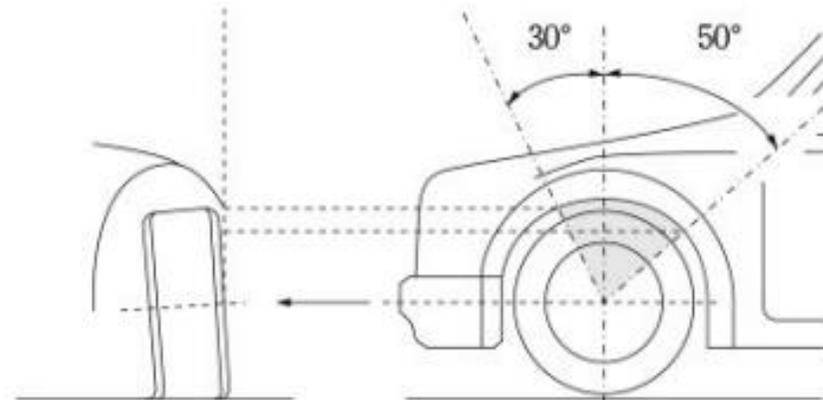
8.2.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～③（略）

④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。（第3-40図参照）



第3-40図

⑤～⑧（略）

8.2) ホイール：競技種目別に以下の通りとする。

8.2.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

①～③（略）

④ホイールスペーサーの使用は、許されない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。

⑤～⑥（略）

8.2.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

種目を含む) 競技会開催場所(公認コース)内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。

- ① (略)
- ② ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。(メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く)
- ③～④ (略)

第9条 車体 (略)

#### 第4章 スピードN車両規定

第1条～第5条(略)

第6条 制動装置

6.1)～6.2) (略)

6.3) ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。

6.4) その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。

第7条 サスペンション

7.1) (略)

7.2) ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構(ネジ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)すること、別タンク式(別タンクの車体への取付は許されない)のものに変更(使用)することができる。また、アッパーマウントをピロボール(キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む)に変更することができる。

ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

7.3) (略)

第8条 タイヤおよびホイール

8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

目を含む) 競技会開催場所(公認コース)内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。

- ① (略)
- ② ホイールスペーサーの使用は、許されない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。
- ③～④ (略)

第9条 車体 (略)

#### 第4章 スピードN車両規定

第1条～第5条(略)

第6条 制動装置

6.1)～6.2) (略)

6.3) その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。

第7条 サスペンション

7.1) (略)

7.2) ショックアブソーバー：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用できない。車高調整機構(ネジ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)すること、別タンク式(別タンクの車体への取付は許されない)のものに変更(使用)することができる。

ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

7.3) (略)

第8条 タイヤおよびホイール

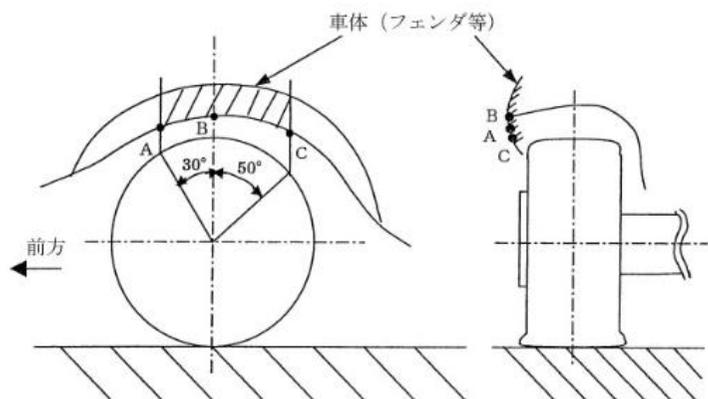
8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～⑤

⑥タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。（第4-39図参照）



第4-39図

⑦～⑩ (略)

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～③ (略)

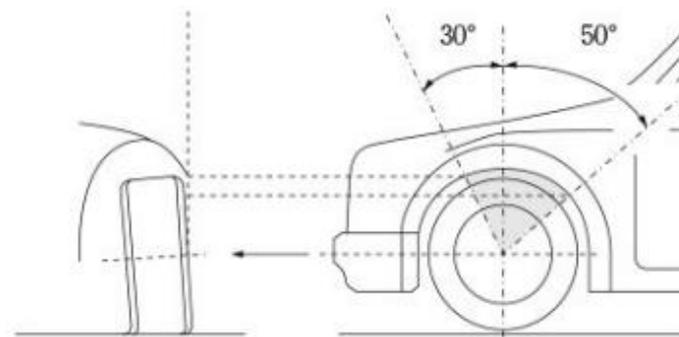
④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。（第4-39図参照）

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～⑤

⑥タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。（第4-39図参照）



第4-39図

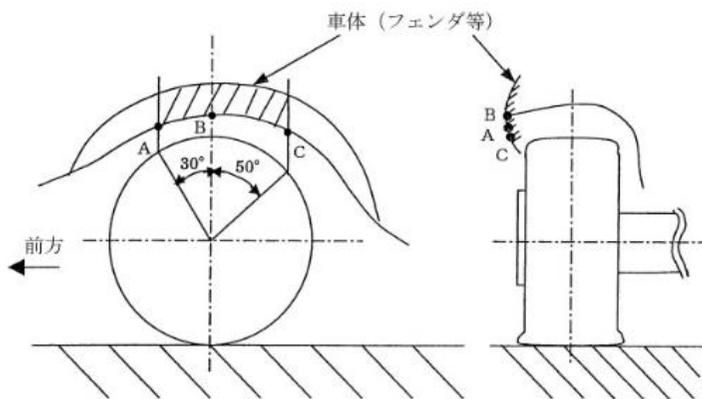
⑦～⑩ (略)

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～③ (略)

④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。（第4-39図参照）



第4-40図

⑤～⑧ (略)

8.2) ホイール：競技種目別に以下の通りとする。

8.2.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

①～③ (略)

④ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。（メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く）

⑤～⑥ (略)

8.2.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

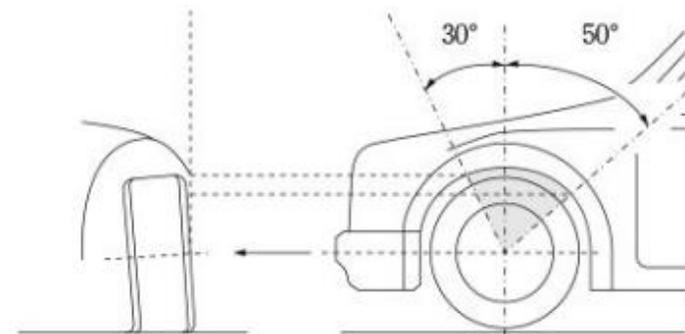
競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。

① (略)

②ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。（メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く）

③～④ (略)

第9条 車体 (略)



第4-40図

⑤～⑧ (略)

8.2) ホイール：競技種目別に以下の通りとする。

8.2.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

①～③ (略)

④ホイールスペーサーの使用は、許されない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。

⑤～⑥ (略)

8.2.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。

① (略)

②ホイールスペーサーの使用は、許されない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。

③～④ (略)

第9条 車体 (略)

## 第5章 スピードSA車両規定

第1条～第5条 (略)

第6条 制動装置

6.1) ～6.5) (略)

6.6) ハンドブレーキレバー：ハンドブレーキレバーの改造は許されるが、当初の取り付け位置および機能を維持し、駐車ブレーキは主ブレーキとは独立した系統でなければならない。

6.7) その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。

第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～⑤ (略)

⑥タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第5-42 図参照)

## 第5章 スピードSA車両規定

第1条～第5条 (略)

第6条 制動装置

6.1) ～6.5) (略)

6.6) その他：ブレーキディスクやホイールに集積した泥をかき出す装置を追加しても良い。ブレーキキャリパー内のピストンの背後にノックバック防止を目的としたスプリングの追加が許される。

第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

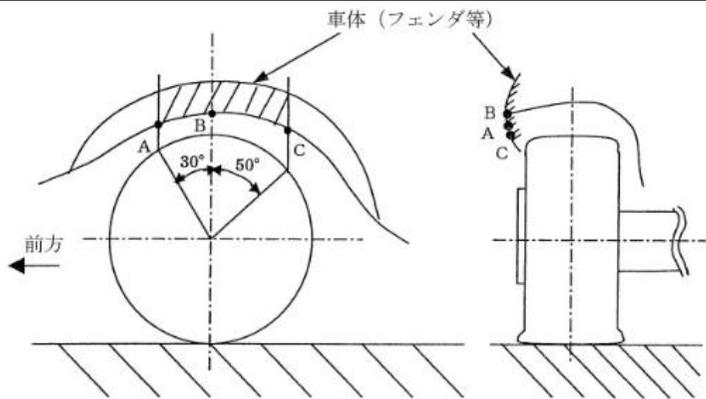
8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～⑤ (略)

⑥タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第5-42 図参照)



第5-42図

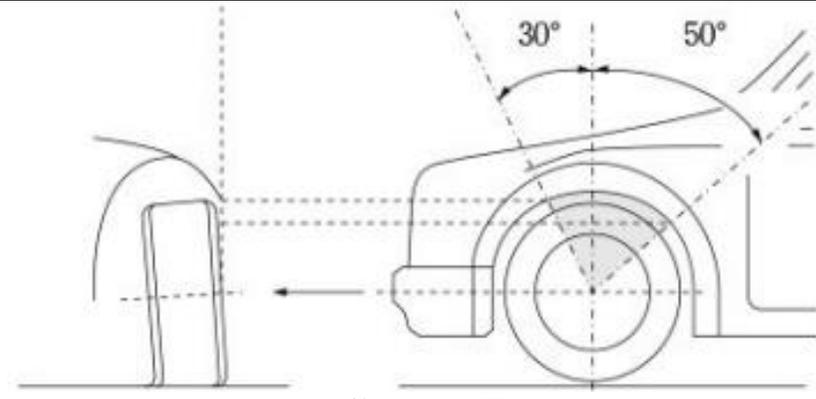
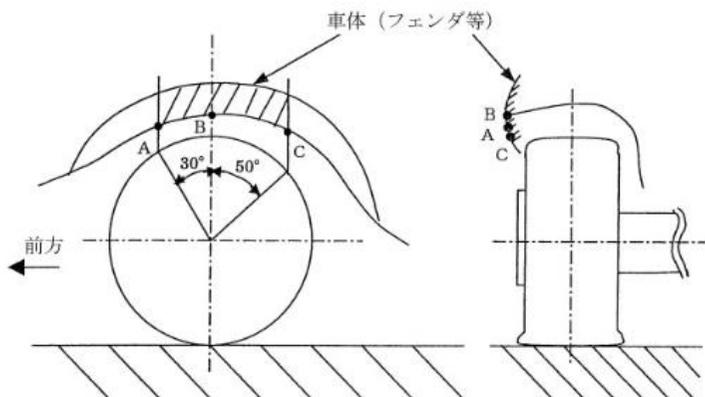
⑦～⑩ (略)

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両 (非舗装路面で行うその他の種目を含む)

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所 (公認コース) 内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～③ (略)

④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第5-43図参照)



第5-42図

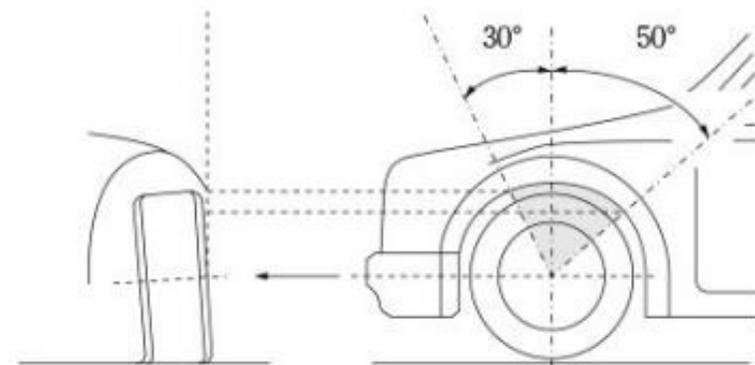
⑦～⑩ (略)

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両 (非舗装路面で行うその他の種目を含む)

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所 (公認コース) 内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①～③ (略)

④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第5-43図参照)



第5-43図

⑤～⑧ (略)

8.2) ホイール：競技種目別に以下の通りとする。

8.2.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

①～③ (略)

④ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。(メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く)

⑤～⑥ (略)

8.2.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。

① (略)

②ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。(メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く)

③～④ (略)

第9条 (略)

第6章～第7章 (略)  
第8章 スピードSC車両規定

第1条～第8条(略)

第9条 車体

9.1)～9.9) (略)

9.10) 車体内部

9.10.1)～9.10.2) (略)

9.10.3) バッテリー

バッテリーの位置は自由。バッテリーは確実に固定され、ショート漏電

第5-43図

⑤～⑧ (略)

8.2) ホイール：競技種目別に以下の通りとする。

8.2.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

①～③ (略)

④ホイールスペーサーの使用は、許されない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。

⑤～⑥ (略)

8.2.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）

競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。

① (略)

②ホイールスペーサーの使用は、許されない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。

③～④ (略)

第9条 (略)

第6章～第7章 (略)  
第8章 スピードSC車両規定

第1条～第8条(略)

第9条 車体

9.1)～9.9) (略)

9.10) 車体内部

9.10.1)～9.10.2) (略)

9.10.3) バッテリー

バッテリーの位置は車室内以外ならば自由。バッテリーは確実に固定さ

防止のため覆われていなければならない。ただし、車室内にバッテリーを設置する場合は、強固に固定されたバッテリーボックスを設置しなければならない。

9.10.4) ~9.10.11) (略)

第9章(略)  
第10章 スピードAE車両規定

第1条~第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

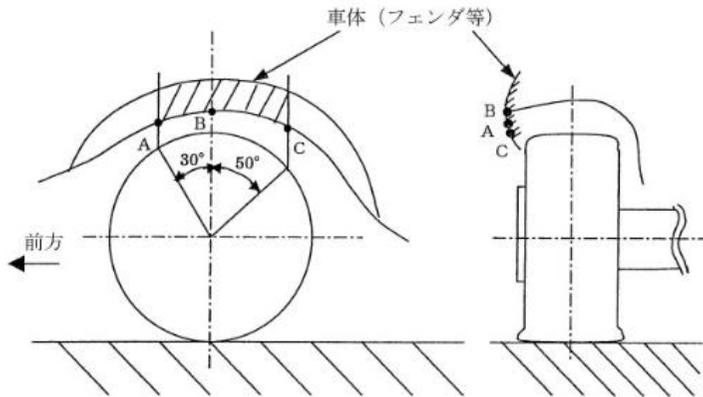
8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①~⑤ (略)

⑥タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。（第10-39図参照）



第10-39図

⑦~⑩ (略)

れ、ショート漏電防止のため覆われていなければならない。

9.10.4) ~9.10.11) (略)

第9章(略)  
第10章 スピードAE車両規定

第1条~第7条 (略)

第8条 タイヤおよびホイール

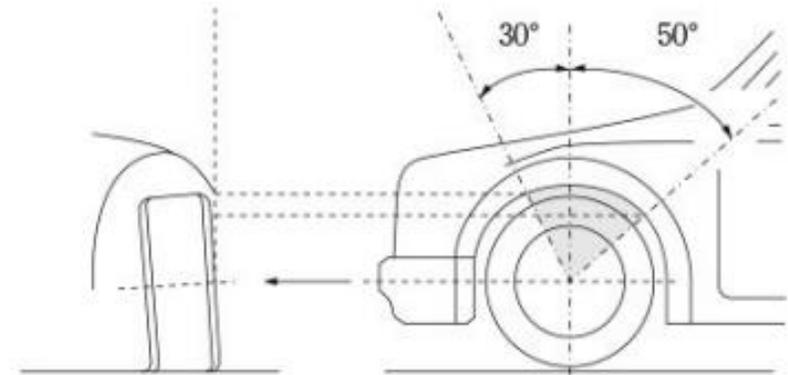
8.1) タイヤ：競技種目別に以下の通りとする。

8.1.1) ジムカーナ競技に参加する車両（舗装路面で行うその他の種目を含む）

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①~⑤ (略)

⑥タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。（第10-39図参照）



第10-39図

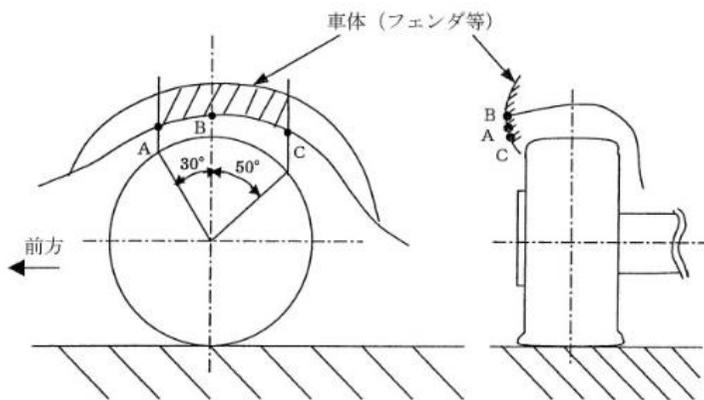
⑦~⑩ (略)

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両(非舗装路面で行うその他の種目を含む)

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所(公認コース)内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①~③(略)

④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第10-40図参照)



第10-40図

⑤~⑧(略)

8.2) ホイール: 競技種目別に以下の通りとする。

8.2.1) ジムカーナ競技に参加する車両(舗装路面で行うその他の種目を含む)

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

①~③(略)

④ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。(メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く)

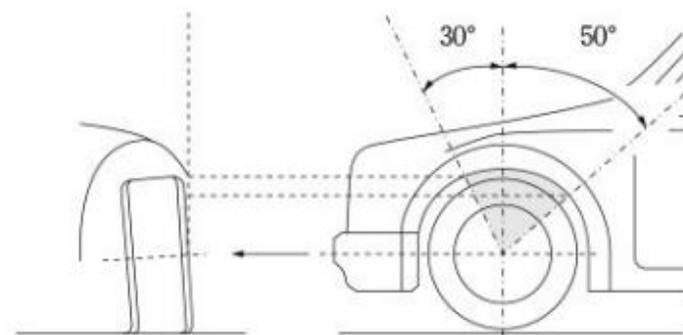
⑤~⑥(略)

8.1.2) ダートトライアル競技に参加する車両(非舗装路面で行うその他の種目を含む)

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載されるタイヤサイズを基準とし、競技会開催場所(公認コース)内に限り下記事項を条件に、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。

①~③(略)

④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。(第10-40図参照)



第10-40図

⑤~⑧(略)

8.2) ホイール: 競技種目別に以下の通りとする。

8.2.1) ジムカーナ競技に参加する車両(舗装路面で行うその他の種目を含む)

下記事項を条件にホイールを変更することができる。

①~③(略)

④ホイールスペーサーの使用は、許されない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。

⑤~⑥(略)

<p>8.2.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）  競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>ホイールスペーサー等の間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。（メーカーラインオフ時もしくは純正オプションに設定される部品を除く）</u></p> <p>③～⑤（略）</p> <p>第9条 車体 （略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>8.2.2) ダートトライアル競技に参加する車両（非舗装路面で行うその他の種目を含む）  競技会開催場所（公認コース）内に限り下記事項を条件にホイールを変更することができる。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>ホイールスペーサーの使用は、許されない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは、許されない。</u></p> <p>③～⑤（略）</p> <p>第9条 車体 （略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---